

母子・父子・寡婦福祉資金 修学資金・就学支度資金の しおり

[令和6年度版]



ご相談はお早めに！

○お問い合わせ先

山梨県 子育て支援局 子ども福祉課 家庭福祉担当

甲府市丸の内 1-6-1 ☎055-223-1459

各保健福祉事務所

名称	所在地	電話番号	担当窓口	管轄市町村
中北 保健福祉事務所	韮崎市本町 4-2-4	0551 (23) 3443	福祉課	韮崎市、南アルプス市、 北杜市、甲斐市、中央市、 昭和町
峡東 保健福祉事務所	山梨市下井尻 126-1	0553 (20) 2750	福祉課	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南 保健福祉事務所	南巨摩郡富士川町 鯉沢 771-2	0556 (22) 8145	福祉課	市川三郷町、早川町、 身延町、南部町、富士川町
富士・東部 保健福祉事務所	富士吉田市上吉田 1-2-5	0555 (24) 9047	福祉課	富士吉田市、都留市、大月市、 上野原市、道志村、西桂町、 忍野村、山中湖村、鳴沢村、 富士河口湖町、小菅村、 丹波山村

※甲府市在住の方は甲府市子育て支援課 (TEL 055-237-5674) までお問い合わせください。



母子・父子・寡婦福祉資金とは？

- 母子・父子・寡婦福祉資金は、20歳未満の子どもがいるひとり親家庭の方等に対して貸し付けることができる資金です。修学資金や就学支度資金等、全部で12種類あります。
- 修学資金では、大学や短期大学、専門学校等で学ぶために必要な授業料、書籍代、通学費、生活費等を借り受けることができます。
- 就学支度資金では、大学等に入学する際に必要な入学金や制服、履物等を購入するための費用を借り受けることができます。（修学資金と併用できます。）
- その他、知識・技能を習得するための費用や就職準備に必要な費用等を借り受けることができる資金があります。

※令和2年4月から、受験料や生活費等についても貸付できるようになりました。

※原則貸付対象経費を支払う前（例：授業料を借りる場合は、授業料を納付する前）に各保健福祉事務所に相談する必要があるため、お早めにご相談ください。

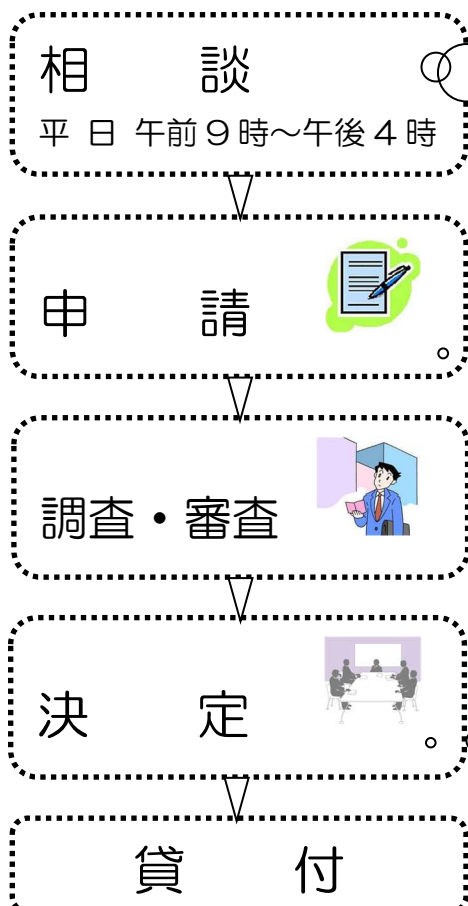


誰が借りることができるの？

- 20歳未満の子どもがいるひとり親家庭の方、若しくは子どもが20歳以上の寡婦や、40歳以上の配偶者のない女子が借りることができます。



貸付までの流れは？



○各保健福祉事務所で受け付けています。お早めにご相談ください。

○修学について、各種情報を提供しています。

（情報提供は電話でもしております。お気軽にお電話を！）

○授業料・入学金分かる書類がある場合は持参してください。

○申請は出願書類提出後から受け付けます。

○面談・訪問による調査に基づき、審査会で決定します。

※貸付までは約2ヶ月かかります。



申請時に必要な書類は？

- ※ 母子・父子自立支援員と面談で事前相談を行った上で、申請書をお渡ししています。まずはご相談ください。
- ※ お電話で予約いただくと、スムーズにご案内できます。

修学資金・就学支度資金

- 貸付申請書 ※1
- 戸籍謄本 ※2
- 収入状況明細書 ※1
- 所得証明書
- 合格証書（入学後の場合は在学証明書） ※3
- 直近3ヶ月程度の給与明細書
- その他、必要な書類

※1 事前相談後にお渡しします。

※2 市町村窓口で取得していただきます。

（事前相談後に取得することをおすすめします。）

※3 出願後（合格発表前）に申請する場合は、申請時は不要です。

（合格発表後に改めて提出をお願いします）



いつまでに返せば良いの？

- 卒業後6ヶ月してから返済が始まり、修学資金の返済期限は10年以内、就学支度資金は5年以内となっています。いずれも無利子です。
※進学中（例：大学卒業後に大学院へ進学した場合は、大学院卒業後6ヶ月まで）は猶予を受けることもできます。



どれくらい借りることができるの？

- 修学・就学支度資金の貸付額は実際に必要となる経費となりますが、それぞれ貸付限度額が設定されていますので、次のページの表を参考にしてください。
なお、令和2年4月から高等教育の修学支援新制度（①授業料及び入学金の免除、②給付型奨学金の支給）が開始されておりますので、この制度及び日本学生支援機構の貸付については、母子父子寡婦貸付金と一部支援が重複するため、高等教育の修学支援新制度を受けられることができる方は、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付限度額が変更されます。詳細は各保健福祉事務所へお問い合わせください。

○ 修学資金（月額）貸付限度額一覧表

（令和6年4月1日）

自宅通学の場合

※（ ）の金額は自宅外通学の場合

単位：円

学校種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校 （高等課程）	国公立		27,000 (34,500)	27,000 (34,500)	27,000 (34,500)		
	私立		45,000 (52,500)	45,000 (52,500)	45,000 (52,500)		
高等専門学校	国公立		31,500 (33,750)	31,500 (33,750)	31,500 (33,750)	67,500 (76,500)	67,500 (76,500)
	私立		48,000 (52,500)	48,000 (52,500)	48,000 (52,500)	98,500 (115,000)	98,500 (115,000)
短期大学	国公立		67,500 (96,500)	67,500 (96,500)			
	私立		93,500 (131,000)	93,500 (131,000)			
専修学校 （専門課程）	国公立		67,500 (78,000)	67,500 (78,000)			
	私立		89,000 (126,500)	89,000 (126,500)			
大学	国公立		71,000 (108,500)	71,000 (108,500)	71,000 (108,500)	71,000 (108,500)	
	私立		108,500 (146,000)	108,500 (146,000)	108,500 (146,000)	108,500 (146,000)	
専修学校（一般課程）			54,000	54,000			
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		

※年収が一定額（約900万円）を超える方は、一部貸付上限額が変更となります。

○ 就学支度資金 貸付限度額 一覧表

単位：円

学校種別		貸付限度額	
		自宅から通学する場合	自宅外から通学する場合
高等学校 高等専門学校	国公立	150,000	160,000
	私立	410,000	420,000
専修学校（一般課程）		150,000	160,000
大学 短期大学 専修学校（高等課程） 専修学校（専門課程）	国公立	410,000	420,000
	私立	580,000	590,000
修業施設	中学卒業者	150,000	160,000
	高校卒業者	272,000	282,000
大学院	国公立	380,000	380,000
	私立	590,000	590,000